別表十七㈢の六の記載要領第１号及び第11号を次のように改める。

１　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の８第７項から第９項まで（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定又は同条第11項において準用する同条第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

２　「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額　⑼」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の19第７項各号（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しないこと。

別表十七㈢の六の記載要領第11号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の119第８項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合」を削り、同第四号中「「⑾　のうち適用済金額（前二年以内の各事業年度等又は前二年以内の各連結事業年度等の⑭の金額）　⑿」」を「「⑾　のうち適用済金額（前二年以内の各事業年度の⑭の金額）　⑿」」に、「前二年以内の各事業年度等又は令和２年旧措置法第68条の92第11項第１号に規定する前二年以内の各連結事業年度等」を「前二年以内の各事業年度」に改め、同第五号中「「間接配当等又は個別間接配当等⑾－⑿　⒀」」を「「間接配当等⑾－⑿　⒀」」に改め、同号㈠中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は配当連結事業年度（令和２年旧措置法施行令第39条の119第12項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合」を削り、同第六号中「若しくは第11項」を「又は第11項」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の119第９項若しくは第10項に規定する割合」を削り、同第七号中「「⑱　のうち適用済金額（前二年以内の各事業年度又は前二年以内の各連結事業年度の⑵の金額）　⑲」」を「「⑱　のうち適用済金額（前二年以内の各事業年度の㉑の金額）　⑲」」に改め、「又は令和２年旧措置法第68条の92第11項第２号ロに規定する前二年以内の各連結事業年度」を削り、同第八号㈠中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は配当連結事業年度」を削り、同号㈡中「当該法人」を「当該内国法人」に改め、「又は連結事業年度開始の日の前日」を削り、「又は連結事業年度のうち」を「のうち」に改め、「又は配当連結事業年度」及び「又は令和２年旧措置法施行令第39条の119第12項の規定により読み替えられた同条第６項各号に規定する割合」を削り、同第九号中「若しくは同条第10項」を「又は同条第10項」に改め、「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の93の４第７項から第９項まで（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定若しくは同条第12項において準用する令和２年旧措置法第68条の92第６項の規定の適用を受ける場合」を削る。

別表十七㈢の九の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表十七（三の九）　記載要領

この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第11項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、同条第２項第２号に規定する特殊関係内国法人、同条第１項に規定する特殊関係株主等及び同項に規定する外国関係法人について、同項に規定する株式等の保有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付すること。

別表十七㈣の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第１号及び第11号を次のように改める。

１　この表は、法人が租税特別措置法第66条の４第１項（国外関連者との取引に係る課税の特例）に規定する国外関連者（同条第５項の規定の適用がある場合における同項に規定する非関連者を含む。以下この記載要領において「国外関連者」という。）との間で取引を行つた場合において、同条第25項の規定の適用を受けるときに記載すること。

２　「特殊の関係の区分」の欄には、法人と国外関連者の関係が租税特別措置法施行令第39条の12第１項各号（国外関連者との取引に係る課税の特例）のいずれに該当するかを記載すること。また、租税特別措置法第66条の４第５項の規定の適用がある場合には、同項の規定を記載すること。

別表十七㈣の記載要領第11号中「又は令和２年旧措置法施行令第39条の112第２項」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同第四号及び第五号㈠中「又は連結事業年度」を削り、同号㈡中「又は令和２年旧措置法第68条の88第２項」を削り、「租税特別措置法第66条の４第１項又は令和２年旧措置法第68条の88第１項」を「同条第１項」に改める。